

令和3年12月1日

「振込手数料」の改定について

秋田県信用組合（理事長 北林貞男）は、令和4年2月1日（火）より、下記のとおり振込手数料を改定させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

当組合は、今後ともお客様にご満足いただけますよう、一層のサービスの向上に努めてまいりますので、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定日

令和4年2月1日（火）

2 改定内容

振込にかかる手数料（消費税込）

振込種類	振込先	金額区分	改定後	改定前	増減
窓口	同一支店	3万円未満	220円	110円	110円
		3万円以上	440円	330円	110円
ATM (現金)	同一支店	3万円未満	110円	0円	110円
		3万円以上	220円	0円	220円
	本支店	3万円未満	220円	110円	110円
		3万円以上	440円	330円	110円
	他行	3万円未満	550円	440円	110円
		3万円以上	770円	660円	110円

3 ATM（カード）、インターネットバンキング、定額自動送金について

ATM（カード）、インターネットバンキング、定額自動送金の手数料は改定対象外です。

（以上）